

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年8月21日

支出負担行為担当官

運輸安全委員会事務局長 篠部 武嗣



1. 一般競争に付する事項

- (1) 件名 小型乗用自動車の交換（電子入札対象案件）
- (2) 案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 納入期限 令和元年12月18日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方式

本件は、入札価格と提案車の環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

(6) 電子調達システムの利用

本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出して紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (5) 運輸安全委員会事務局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の配布場所及び問い合わせ先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館16階

運輸安全委員会事務局総務課会計室調度係

電話 03-5253-8822

(※) 入札説明書・仕様書の交付方法について

上記以外の場所で交付を受けたい場合は、上記に事前連絡のうえ、運輸安全委員会管内の事務所で交付を受けることができる。また、郵送により交付を受けたい場合は、上記に事前連絡のうえ、交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により交付を受けることができる。ただし、FAXまたは電子メールにより交付を受けることはできない。

- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

ＵＲＬ：<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Acceptor/>

問い合わせ先：ヘルプデスク0570-014-889

(3) 入札説明書及び仕様書の配布期間

令和元年8月21日（水）～令和元年9月9日（月）

10時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

(4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限

令和元年9月9日（月）17時00分

(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限

平成元年9月19日（木）17時00分

ただし、入札書を持参する場合は、開札の日時までとする。

(6) 開札の日時及び場所

平成元年9月20日（金）11時00分

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館16階

運輸安全委員会事務局総務課

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札者に要求される事項

(a) 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記3.(2)に示すURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a)、(b)いずれの場合も、開札の前日までの間において支出負担行為担当官から書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 次の要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②入札者が提出した性能等証明書が、運輸安全委員会事務局の審査の結果合格した者であること。

(7) 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（消費税抜きの金額）。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(8) 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(9) 詳細は入札説明書による。